



グリーン経営認証継続!!



交通局では、平成22年11月からグリーン経営認証※を取得し、安全・快適で信頼性の高いサービスの提供を目指しており、今年度の継続審査においても、認証基準(下記参照)に適合していると判定されました。認証基準は、20

項目からなり、特に市営バス車両の点検・整備については、法定点検(3ヵ月ごと)に加え、自主的な1ヵ月ごとの定期点検に取り組んでいます。ここでは市営バス車両の整備工場での点検の一部をご紹介します。



※グリーン経営認証制度とは…ISO14000シリーズ(環境マネジメントシステムに関する国際規格)に基づき、国土交通省の所管法人(交通バリアフリー法指定法人)である交通エコロジー・モビリティ財団(略称:交通エコモ財団)が作成したグリーン経営推進マニュアルを活用して環境保全への取り組みを進め、一定レベル以上の取り組みを行っている運輸事業者に対して、当該財団が審査のうえ認証し、登録する制度です。

グリーン経営認証基準(バス事業)

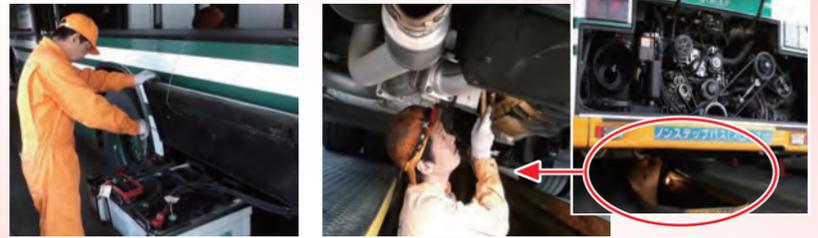
- | | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 1. 環境保全のための仕組み・体制の整備
1-1【環境方針】
1-2【環境行動計画の作成・見直し】
1-3【推進体制】
1-4【従業員に対する環境教育】 | 2. エコドライブの実施
2-1【燃費に関する定量的な目標の設定等】
2-2【エコドライブのための実施体制】
2-3【アイドリングストップの励行】
2-4【推進手段等の整備】 | 3. 低公害車の導入
3-1【低公害車等:導入目標の設定と取組】
3-2【最新規制適合ディーゼル車:導入目標の設定と取組】
3-3【地域で定める低公害車等に關する制度への取組】 | 4. 自動車の点検・整備
4-1【点検・整備のための実施体制】
4-2【車両の状態に基づく適切な点検・整備】
★4-3-1 (自主的な点検・整備の実施)
4-3-2(エアフィルタ関連)
4-3-3(エンジンオイル関連)
4-3-4(燃料噴射系関連)
4-3-5(排出ガス減少装置関連) | 5. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進
5-1【従業員に対する廃棄物に関する教育】
6. 管理部門(事務所)における環境保全の推進
6-1【管理部門(事務所)における環境保全】 |
|--|---|---|---|---|

法定点検(3ヵ月ごと)



エンジンまわりの点検
タイヤの空気圧の点検
その他:エンジンオイルの量と汚れの確認など

定期点検(1ヵ月ごと)



バッテリーの点検
ピットからバス下部の点検
その他:クラッチの滑り・ブレーキの確認など



広告を募集しています!



交通局では、バス車両を中心にさまざまな広告を募集しています。今回は、新たに追加しました「車内つり革広告」、多くのアクセスがあるホームページの「バナー広告」、市内全戸配布の「市営バスかわら版広告」をご案内します。

①車内つり革広告

- 安価な割に広告効果抜群で目立ちます。
- 掲出料金:1ヶ月¥3,000(1台・12本)
- 製作・取付料金:¥3,000(1台あたり)
- ※ともに税抜



■広告に関するお問い合わせ
伊丹市交通局経営企画課
☎072-781-3753



②バナー広告

- ホームページアクセスログ数が1日平均1,989件(平成29年度値)ある交通局ホームページに貼付します。
- 掲出料金:別途ご相談の上決定します
- 原稿の作成:広告原稿(画像データ)は広告主が作成

(広告の規格)

- (1)画像のサイズは、幅(横)170ピクセル×高さ(縦)95ピクセル
- (2)画像のファイル形式は、GIF形式及びJPEG形式とし、アニメーションは不可
- (3)画像の容量は、4キロバイト以内



③市営バスかわら版広告

- 交通局が年1回発行する「かわら版(次号)」(発行時期未定)で、市内全戸に配布します。
- ※2・3・4面最下段が広告枠です

●掲出料金および広告サイズ

- 1種広告(左右120mm、天地42mm) 40,000円(税抜)
- 2種広告(左右242mm、天地42mm) 80,000円(税抜)



2・3面:1種広告



4面:2種広告

自然災害の影響による運行見合わせ等について

昨年9月に発生しました台風21号の影響による市営バス運休では、お客様に大変なご不便・ご迷惑をお掛けしました。改めてお詫び申し上げます。市営バスでは、大雪や台風等の自然災害により、安全な運行が確保できない場合、運行の見合わせ等を行う場合がございます。できる限りの情報発信に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。運行状況はホームページでご確認いただけます(右2次元コードからも可)。なお、運休時等にはエフエムいたみでも放送予定です。



仮設庁舎での営業について

交通局では、本庁舎耐震補強他工事に伴い、2019年夏ごろまで仮設庁舎で営業しています。工事完了までご協力をお願いします。※所在地、電話番号、FAX番号の変更はございません。

～お問い合わせ～

伊丹市交通局 〒664-0014 伊丹市広畑3-1
Tel :072-781-3751(代表)
Fax:072-781-5711

